

新型
コロナウイルス
感染症対策

子育て世帯への 臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、臨時特別給付金を支給します。支給日などは市ホームページをご覧ください。

☎子育て支援課 ☎70・5664

■**対** 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者で、昨年の所得が児童手当の所得制限額を超えていない方



■**対象児童** 平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童

■**支給額** 対象児童1人につき1万円

■**支給方法** 基準日(令和2年3月31日)に住居登録がある市町村から、原則、児童手当受給口座へ振り込みます。申請不要(公務員を除く)。

■**公務員の方** 支給申請が必要です。所属庁より児童手当受給の証明を受けた申請書を、9月30日(消印有効)までに〒252-1192市役所子育て支援課へ原則郵送してください。

新型コロナウイルス感染症に 便乗した詐欺に注意してください

近年、個人番号(マイナンバー)や新元号への移行などに便乗した振り込み詐欺が急増していますが、新型コロナウイルスの感染拡大に関する新たな詐欺被害の発生も全国で確認されています。

次のような金融機関の職員や官公庁の職員などをかたった詐欺の電話やメールに十分注意してください。

事例

- 1 市役所職員を名乗り「1人当たり10万円の給付があります。窓口が混み合っているので、ATMで手続きをします」と言われ、口座番号などを聞かれた
- 2 病院関係者を名乗り「息子さんが新型コロナウイルスで入院したので連絡しました。職員が自宅に行くので、治療費を代わりに支払ってほしい」と言われた
- 3 信用金庫の職員を名乗り「新型コロナウイルス感染症の関係で、口座番号と暗証番号を確認しています」と言われた

特別定額給付金に便乗した 詐欺に注意してください

特別定額給付金の給付に当たり、市区町村や総務省の職員が現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めたり、キャッシュカードの暗証番号などを求めることは、絶対にありません。新型コロナウイルス感染症に関しての不審な電話やメールがあった場合は、警察(大和警察署 ☎046・261・0110)に相談するなどして、被害に遭わないように十分注意してください。

☎市民協働課 ☎70・5687



新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時給付金や支援一覧

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている方に対して、各種給付金の給付や支援を行っています。詳しくは、各問い合わせ先へお問い合わせください。

NO.	制度名	対	内容	問
1	[市] ひとり親家庭等に対する臨時特別給付金	令和2年3月、4月か5月分の児童扶養手当支給対象のひとり親家庭	1世帯につき3万円を給付	子育て支援課 ☎70・5664
2	[市] 中小企業事業継続支援臨時給付金	令和2年3月期～5月期の間で、いずれかの月の1か月の売上が前年同月の売上に比べ、20%以上減少している市内中小企業者(個人事業主を含む)	1事業者10万円を支給(市内に事業所を賃借している事業者はさらに10万円を加算)	製造業の方は工業振興企業誘致課 ☎70・5661 製造業以外の方は商業観光課 ☎70・5685
3	[市] 中小企業雇用安定支援臨時給付金	国の雇用調整助成金を申請した市内中小企業者(個人事業主を含む)	中小企業者には1事業者30万円、小規模企業者には20万円を支給	
4	特別定額給付金	市の住民基本台帳に記録されている方(受給権者は世帯主)	対象者1人につき10万円を給付	市役所特別定額給付金コールセンター ☎70・5686
5	子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者で、昨年の所得が児童手当の所得制限額を超えていない方	対象児童1人につき1万円を給付	子育て支援課 ☎70・5664
6	生活困窮者自立支援	経済的に困っている方	自立相談支援、住居確保給付金の支給	福祉総務課 ☎70・5624
7	市税の徴収猶予の特例	令和2年2月以降の任意の期間において、事業などに係る収入が前年同期に比べて、おおむね20%以上減少している方	1年間、市税の徴収の猶予	収納課 ☎70・5663
8	保育料の還付	認可保育所や小規模保育施設の登園を自粛した子どもの保護者	保育料を日割りで還付	子育て支援課 ☎70・5615
9	傷病手当金	国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより一定期間仕事を休み、給与が全額受け取れないか一部減額された方	直近で継続した3か月間の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額を支給	保険年金課 ☎70・5617
10	神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2弾)	県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業や夜間営業時間の短縮に協力した中小企業か個人事業主等	1事業者につき10万円	新型コロナウイルス感染症コールセンター ☎045・285・0536
11	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方	上下水道料金の支払いの猶予	海老名水道営業所 ☎046・234・4111
12	県営水道料金の減額	市の住民基本台帳に記録されている方	各世帯10%減額	
13	小学校休業等対応支援金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった、委託を受けて個人で仕事をする保護者	就業できなかった日につき、1日当たり4100円を支給	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999

※[市]は市独自の給付・支援